

要配慮個人情報の取扱い制限に係る答申（案）

1 改正個人情報保護法における要配慮個人情報の取扱いについて

個人情報保護条例では、要配慮個人情報は原則として取り扱ってはならないこととされている。

一方、改正個人情報保護法では、要配慮個人情報の取扱いを制限する規定は特段設けられていない。

この点、要配慮個人情報の取扱いの制限を、条例で独自に規定することについて、国のガイドライン等では許容されない（従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある）こととされている。

2 要配慮個人情報の取扱い制限を条例で独自に規定することについて

要配慮個人情報の取扱いの制限を、条例で独自に規定することが許容されない理由として、国のガイドライン等では、主に2点挙げられている。

1点目は、改正個人情報保護法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報の保護のために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としているため、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自に規定することは許容されないということである。

2点目は、各地方公共団体の条例における要配慮個人情報の取得制限規定では、取得を原則として禁止すると同時に、①法令に基づく、②正当な事務の実施に必要、などの場合には、要配慮個人情報の取得を可能としているところ、法では、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と、実質的に同様となっていることから、法律の規律と重複するような規定を条例で設けることは許容されないということである。

これらの点について、当審議会は、改正個人情報保護法の目的が上述のものであることについては認める所ではあるが、要配慮個人情報の取扱制限を条例で規定することは、必ずしも法律の規律と重複するとは言いきれず、仮に重複するとしても、個人情報のグレード（機微、救済可能性）に応じた適正な取扱いをすることは、法の趣旨に内包されたものと考えられるとともに、法律の規律と実質的に同様となっており重複であるならば、必ずしもデータ流通の阻害には当たらず、法の趣旨に反しないという見方もできるのではないかと考えた。

3 個人情報保護委員会への照会の実施について

当審議会は、令和4年2月9日に、上述の理由から条例と同様の規定を引き続き設けることができるのではないかと、本県の条例における要配慮個人情報の規定を明示した上で、個人情報保護委員会へ照会を行った。

この照会に対して、個人情報保護委員会からは、令和4年3月3日に回答があった。

内容は、主に、そうした規定は許容されない旨と、それがなくとも本人の権利利益の保護は十分に確保される旨であり、以下それぞれ内容を記載する。

まず、個人情報保護条例と同様の規定を定めることが許容されないということについては、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、個人情報保護法に委任規定が置かれていないものについては、改正個人情報保護法の下で条例に独自の規定を置くことは許容されない。
- ・ 個人情報保護やデータ流通に直接影響を与える事項であるか否かは、改正個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報の取扱いについて法の規律を超える制限を課すなど法の規律に抵触、競合するものであるか等に着目して判断する必要がある。
- ・ 個人情報保護条例第6条については、同条ただし書きに規定されている場合を除き、実施機関による同条各号に規定する事項を含む個人情報の取扱いを禁止するものであるところ、これは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない個人情報保護法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与える事項に当たる。一方で、同法はこのような規律を定めることについての委任規定を置いていない。
- ・ このため、個人情報保護条例第6条と同様の規定を、条例で定めることは、改正個人情報保護法の趣旨に反し、許容されない。

次に、このような規定を置かなくても本人の権利利益の保護は十分に確保されるという点については、次のとおりであった。

- ・ 個人情報保護法は、要配慮個人情報の取扱いについて特別の規定を設けていないが、個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、第63条（不適正な利用の禁止）、第64条（適正な取得）等の定めを置いている。
- ・ また、行政機関の長等の安全管理措置義務（第66条）に関し、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであり、こうした検討のなかで、要配慮個人情報が保有個人情報に含まれることを勘案して、行政機関

内部における安全管理体制を構築することは想定される。

- ・ これらの同法の規定に従った適正な執行を確保していくことにより、個人情報保護条例第6条と同様な規定が無くとも、十分な本人の権利利益の保護が確保されるものと考ええる。

この回答について、当審議会からの照会にあった、法律の規律との重複の有無という点については明確に触れられておらず、また、重複しているとしても必ずしもデータ流通の阻害には当たらないのではないかという点については、データ流通に直接影響するものであり許容されない旨は明確にされているが、各々の規定の効果に係る検討も含めた実質的な根拠は必ずしも明らかにされていないと考えられる。

このように、当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては、非常に遺憾であると考ええる。

4 対応の方向性について

以上のことからすると、要配慮個人情報の取扱い制限について、条例に規定すべきとも考えられるところではあるが、個人情報保護委員会へ本県の条例を踏まえた照会を個別に行い、それが許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により、要配慮個人情報の保護について必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。

よって、こうした場合については、改正個人情報保護法における個人情報の取扱いに関する義務を厳守するとともに、同法に従った制度運用にも万全を期し、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。